

中国産冷凍餃子による食中毒事案について (Q & A)

(Q1)

ジェイティフーズ(株)の輸入した中国産ギョウザによる食中毒が発生したとのことであるが、事実関係如何。

1月29日夜、東京都より厚生労働省に対し、1月5日に兵庫県において1家族3名、1月22日に千葉県において1家族5名の有機リン中毒の疑いがある事案が発生し、両事案において発症直前に、ジェイティフーズが中国から輸入した冷凍ギョウザを摂食していたとの情報提供があった。

厚生労働省において当該事業者の輸入実績を調査したところ、当該冷凍餃子は同一時期に輸入された同一製造者のものであることが判明した。

現在、関係機関が調査を行っているところであるが、当該食品の包材及び嘔吐物中のギョウザから、有機リン系殺虫剤のメタミドホスが検出されたと聞いている。

(Q2)

有機リン中毒とはどのようなものか。

有機リンが神経系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより、神経が興奮状態になり、縮瞳、嘔吐、めまい等を起こし、重傷の場合、徐脈、呼吸障害、昏睡となり、死亡に至ることがある。

(Q3)

当該食品を既に摂食してしまった場合、どうすればよいか。

仮に体調に異変がある場合には、お近くの医療機関にご相談ください。

(Q4)

厚生労働省のこれまでの対応如何。

厚生労働省としては、以下のとおり対応。

- ① 消費者に対し、本製品を絶対に食べないように呼びかけ
- ② 関係自治体に対し、消費者への注意喚起と徹底した調査を指示
- ③ 検疫所に対し、当該製造者からの同一製品の輸入の自粛を輸入者に指導するよう指示
- ④ 念のため、冷凍ギョウザの他にも当該製造者からのすべての輸入食品について、輸入実績のある輸入者に対し、関係自治体を通じて、安全性が確認されるまでの間、販売を中止するよう要請するとともに、当該製造者からのすべ

ての製品の輸入の自粛を輸入者に対して指導するよう、検疫所に対して通知
なお、関係機関により、消費者への注意喚起、販売中止、回収等の措置がと
られていると承知している。

(Q5)

厚生労働省の今後の対応如何。

厚生労働省としては、上記の対応に加え、当該製造者が製造し国内に輸入さ
れた食品に関する情報について、関係自治体や関係業者を通じ収集し、当該情
報が判明し次第、関係機関等に情報提供するとともに、当該食品の安全が確認
されるまでは摂取しないよう広く国民に周知を図ることとしている。

また、本事案を受けて31日朝に開かれた「食品による薬物中毒事案に関す
る関係閣僚による会合」において、

- ① まず第一に、被害拡大の防止が最重要であるという観点から、関係省庁は、
密接な連携の下、関係機関や業界団体を通じ、国民に対する積極的な情報提
供を行うとともに、国民の問い合わせに対応する窓口を設置し、
 - ② 原因の究明
 - ③ 今後同様の事案の再発防止策の検討
- を行うこととされたところであり、本方針に基づき、適切な対応を行ってまい
りたい。

(Q6)

中国の当該製造者からの輸入実績如何。

本事案の原因として疑われる冷凍ギョウザの製造者（河北省食品輸出入集団
天洋食品工場）からの、冷凍ギョウザを含めた輸入実績については、平成19
年1月1日から平成20年1月30日までの速報値であるが、

届出件数：990件

届出重量：3,800トン

である。

なお、冷凍ギョウザ以外の輸入品目としては、豚串カツ、ビーフジャーキー、
ソーセージ、ロールキャベツ、とんかつ、ベーコンアスパラ巻などがある。

(Q7)

中国の当該製造者による過去の食品衛生法違反の事例如何。

当該製造者の製造した食品のうち、過去に食品衛生法違反となった事例は、
平成16年1月以降、1件ある。

なお、当該違反事例については、検疫所のモニタリング検査で違反となったものであるが、当時、全量保管されており、国内には流通していない。

<違反内容>

品名：冷凍豚串カツ
数量・重量：1,934箱、6,769kg
輸入者：住金物産（株）
検疫所：神戸検疫所
到着年月日：平成16年7月13日
届出年月日：平成16年7月14日
違反内容：大腸菌 陽性
違反確定日：平成16年7月26日

(Q8)

本件で問題となっている冷凍ギョウザについて、輸入時には検査を行っていたのか。

当該食品については、それぞれ大阪検疫所及び川崎検疫所支所に輸入届出されたものであるが、輸入時においては、検査は行われていない。

また、過去に、輸入者ジェイティフーズ株式会社が、中国の当該製造者（河北省食品輸出入集団天洋食品工場）から輸入した同一の冷凍ギョウザの輸入時において、大阪検疫所（平成19年4月25日到着分）及び川崎検疫所支所（平成19年1月30日到着分）において、輸入者に対してそれぞれ検査指導を行っており、その結果それぞれ、

細菌数（生菌数）：基準値(100,000/g)以下

大腸菌群：陰性

サイクラミン酸（食品添加物）：検出せず

であり、特に問題は見られなかったが、メタミドホスを含む残留農薬の検査については、実施していない。

(Q9)

加工食品の輸入時の検査体制はどうなっているのか。

我が国に輸入される加工食品については、輸入者に輸入の都度、厚生労働大臣への届出を義務付けており、当該届出に基づき、各検疫所において、当該食品が食品衛生法の規制に適合するものであるかどうかの確認を行っているところである。

(Q10)

当該食品の流通状況及び事業者による回収状況如何。

現在、関係自治体により当該食品の流通状況等の調査が行われているところであり、厚生労働省としては、引き続き、関係自治体から情報を収集し、必要な措置を講じてまいりたい。

(Q11)

本件の原因についての見解如何。

原因については、関係機関において調査を行っているところであるが、

- ① 有症者が味に異変を感じていたこと
- ② 包装からメタミドホスが検出されていること
- ③ メタミドホスについては相当程度の量を摂取しなければ中毒症状は呈さないこと

から、幅広い観点から調査を行う必要があるのではないかと考えている。

(Q12)

公表がこの時期になった理由如何。

厚生労働省としては、1月29日夜に東京都から本件についての情報を入手し、1月30日に公表を行ったものである。

関係自治体における対応が適切であったか否かについては、今後、情報を整理した上で、検証を行ってまいりたい。

(Q13)

関係省庁間の連携状況如何。

本件については、厚生労働省より農林水産省、食品安全委員会、警察庁、外務省等の関係省庁に情報提供を行ったところである。

当該情報提供を受けて、農林水産省からも、地方農政事務所を通じた周知を行うとともに、関係事業者団体に対して、当該食品の取扱いの中止等について要請したと承知している。